

寄附金等取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人松本文化芸術振興財団（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受入基準外）

第2条 この法人は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

- （1）寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - その他理事長がこの法人の運営上支障があると認める条件
- （2）寄附金を受け入れることにより、この法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき。

（寄附金の種類）

第3条 この法人が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- （1）一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - （2）特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金
 - 使用特定寄附金 寄附者が寄附の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定するもの
 - 募集特定寄附金 この法人が、募集にあたりあらかじめの使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金要項」という。）をもって理事会の承認を得た上で募集するもの
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

（寄附金の募集）

第4条 寄附金の募集においては、以下を厳守する。

- （1）粗野な言動や不快を与えるような寄附金の募集を行わないこと
- （2）寄附の目的及び使途について誤解を与えるような行為を行わないこと
- （3）寄附の勧誘を受けた者や、寄附者の利益を不当に害するような行為をおこなわないこと

（受入手続）

第5条 寄附金をこの法人に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含

む)にて寄附金の申込みを行う。

2 この法人は、前項により寄附金の申込みを受領したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受入れを行う。

3 寄附金の受入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の取扱い)

第6条 一般寄附については、公益目的事業に50%以上及び残りを法人管理に使用するものとする。

(要項の交付等)

第7条 募集特定寄附金を募集するときは、募金要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて要項を公開し、これに賛同して寄附した者へ事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を、寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募集に係る結果の報告)

第9条 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、特定寄附金の支出が完了したとき、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。